

一般教育訓練明示書

講座の名称		人文社会科学部 社会科学専攻				
実施方法		① 通学 (昼間 ・夜間・土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)				
指定講座番号(15桁)	822010	—	2420032		—	0
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象 講座の指定期間 令和3年4月1日	過去 一年の 講座実 績	入講者数(累積) (0人)		修了者数 (2人)	
訓練期間	24ヶ月		総訓練時間		450時間	
1. 教育訓練目標						
①取得目標とする資格の名称、目標レベル			修士(学術)			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称			茨城大学			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等			研究科に2年以上在学し、研究科所定の科目を30単位以上修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況			有利となる職種・職務:メディア関連企業、NGO・NPO職員、公務員(行政職) 有利となる業界・活用:マスコミ、公的機関			
2. 教育訓練の内容						
教科 (カリキュラム)			時間	使用教材名		
共通科目(1単位15時間×2単位)			30			
専門科目(1単位15時間×28単位)			420			
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)						
①受講するに当たって必要な実務経験等			特になし			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準			大学を卒業した者、又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者、若しくは外国において、学校教育における16年の課程を修了した者であること。 詳細は、学生募集要項にて確認のこと。			
③その他						

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものと認められていないので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

